

第3章 施策の概要

1 計画の基本的視点

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという視点に立ちます。
- (2) 被害者の安全確保を第一に、被害が深刻となる前のできるだけ早い段階で発見したり、被害者と子どもの適切な保護を行うなど、支援体制を充実します。
- (3) 被害者の自立のため、被害者の状況や意思に応じた総合的で継続的な支援に努めます。
- (4) 関係機関・団体と相互に連携協力し、DV防止や相談への対応、保護から自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない継続した支援のためのネットワークづくりに努めます。
- (5) 被害者が二次的被害を受けず、安心して支援を受けることができるよう、女性相談支援員等の研修や啓発に努めます。

2 施策の体系

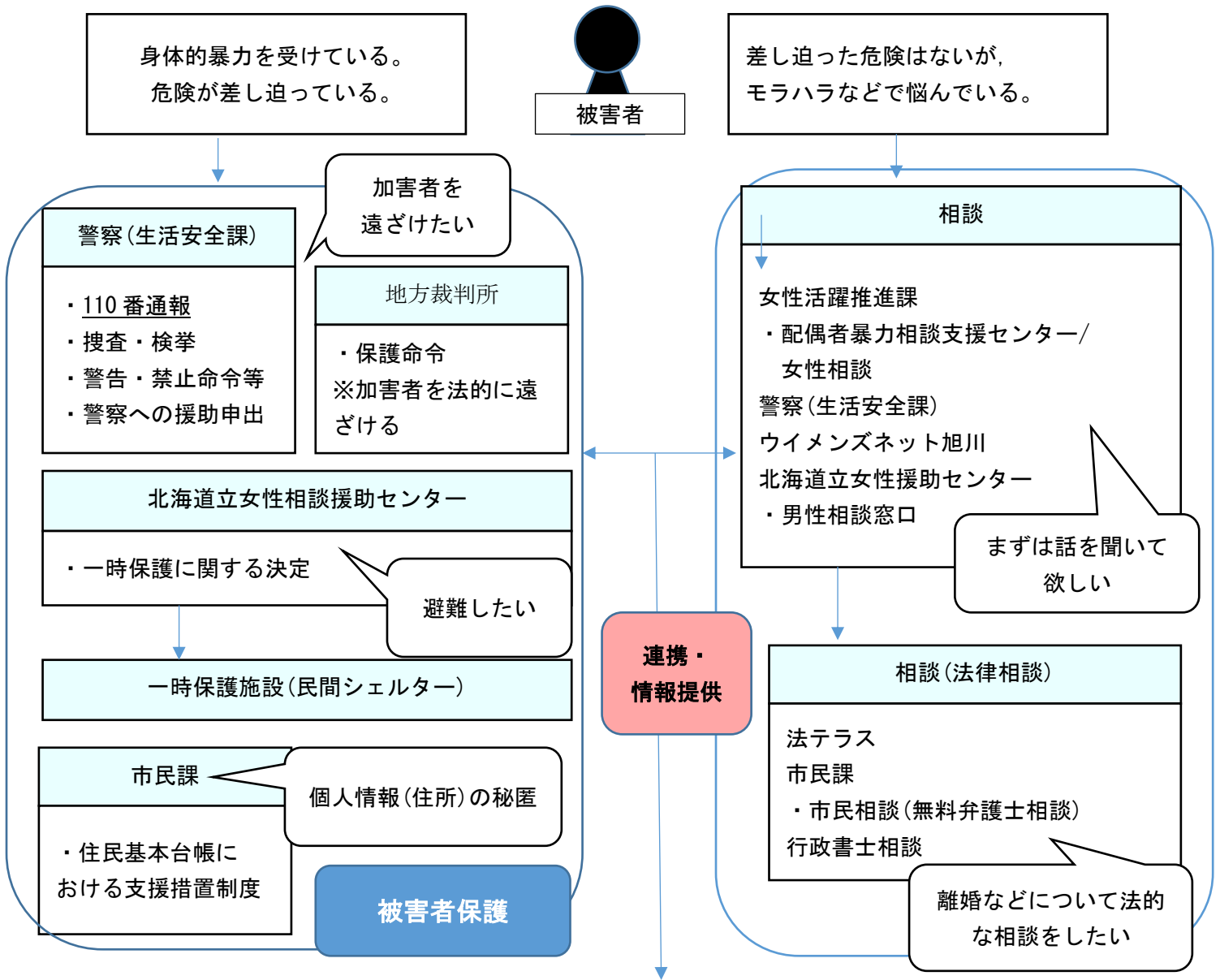
配偶者等からの暴力の根絶を目指し、6つの基本目標20の基本施策を定め、取組を進めます。

基本的方向	配偶者等からの暴力の根絶
基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進	
基本施策1	DVに関する知識の普及
基本施策2	人権教育の推進
基本施策3	若年層に対する予防啓発の推進
基本施策4	通報についての啓発
基本目標2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実	
基本施策1	医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見
基本施策2	安全で安心な相談環境の整備
基本施策3	相談支援体制の充実
基本施策4	職員の相談対応能力の向上
基本目標3 適切な被害者の保護	
基本施策1	被害者の安全確保のための支援
基本施策2	危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施
基本施策3	同伴する子どもへの支援
基本施策4	被害者の情報管理の徹底
基本目標4 被害者の自立に向けた支援の充実	
基本施策1	生活や経済的基盤の安定のための支援
基本施策2	各種手続や制度に関する情報提供
基本施策3	同伴する子どもの就学等の支援
基本施策4	精神的なケアの実施
基本目標5 関係機関・団体との連携の推進	
基本施策1	関係機関や団体との連携
基本施策2	旭川市子ども・女性支援ネットワークの活用
基本目標6 困難な問題を抱える女性への支援	
基本施策1	困難な問題を抱える女性への相談支援の充実
基本施策2	困難な問題を抱える女性への包括的な支援

3 被害者支援のフロー

本計画に基づき、被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、切れ目のない支援を関係機関・団体と連携して行います。被害者支援のフローは、次のページのとおりです。

被害者支援のフロー



各種支援			
<p>【住居の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅課 市営住宅 ・ 女性活躍推進課 母子生活支援施設 <p>【福祉制度の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援課 生活保護の申請等 <p>【仕事を探す】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワーク ・ 自立サポートセンター 	<p>【国保・年金への加入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険課 国民健康保険 ・ 市民課 国民年金 <p>【治療したい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等 無料低額診療等の実施 	<p>【子どもに関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども総合相談センター 子どもに関する相談支援 ・ こども育成課 保育所等の申込 ・ 子育て助成課 ひとり親に関する制度, 児童手当, 児童扶養手当 ・ 学務課 就学援助制度 ・ 児童相談所 一時保護(児童) 	<p>【ケアを受けたい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター 介護に関する相談 ・ 障害者総合相談支援センター 障がいに関する相談 ・ 障害福祉課 障害者支援制度の申請・給付 ・ 保健所 こころの健康に関する相談